

## 茨木市総合保健福祉計画冊子作成業務委託に係るプロポーザル実施要項 (公募型)

### 1 趣旨

茨木市総合保健福祉計画等を策定するにあたり、広範囲にわたる施策や取組についてわかりやすく伝えるため、市民等の読み手にとって読みやすい冊子の作成が必要となる。

これらを踏まえ、茨木市総合保健福祉計画冊子作成業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 茨木市総合保健福祉計画冊子作成業務委託
- (2) 業務の目的 広範囲にわたる施策や取組が大量に記載されている総合保健福祉計画冊子について、編集デザインの技術等を活用し、市民に関心を持ってもらえるわかりやすい冊子を作成すること。
- (3) 業務内容 別添「茨木市総合保健福祉計画冊子作成業務委託仕様書」参照
- (4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

### 3 当該業務の予算額等

9,559,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

### 4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間において、行政計画冊子、自治体広報誌、市民向けリーフレット作成等の業務（企画・編集・デザインを含めた業務とし、印刷のみは除く）の履行実績があること。

## 6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで地域福祉課宛送信すること。

提出期限：令和5年12月4日（月）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市 福祉部地域福祉課

E-mail：chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問には回答しない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和5年12月6日（水）午前9時から

掲載場所：茨木市ホームページ 地域福祉課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/fukushisei/sakuka/menu/index.html>

## 7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）・・・1部
- ② ①の実績を証明できる契約書の写し等・・・各1部
- ③ 業務実施体制調書（様式4号）・・・1部

イ 提出先：茨木市福祉部地域福祉課（茨木市役所南館2階15番）

ウ 提出期限：令和5年12月8日（金）午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により12月11日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（任意様式）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに地域福祉課へ提出すること。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、プロポーザル審査基準に沿って、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### (2) 提出書類

ア 企画提案書及びラフレイアウト（任意様式）・・・正本1部、副本10部  
別添「総合保健福祉計画冊子作成業務ラフレイアウト作成要領」参照。

また、受注した際の業務従事者は、ラフレイアウトの作成者とする。

※表紙を除き、会社名・代表名・所在地等を記載・印字しないこと。

イ 参考見積書（様式6号）及び内訳書（任意様式）・・・正本1部

### (3) 提出方法等

ア 提出期限：令和5年12月26日（火）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 南館2階 福祉部地域福祉課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

### (4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

## 9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

### (1) 第1次審査（事務局審査）

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を下記10の事務局審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、事務局審査（第1次審査）及び企画提案書等による書類審査（第2次審査）を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

### (2) 第2次審査

企画提案書等についての書類審査を実施し、審査基準に基づいて評価点を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

### (3) 審査結果の通知

#### ① 結果通知

審査の結果は、令和6年1月15日（月）までに当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

#### ② 結果に対する問合せ

審査を通過しなかった提案者は、令和6年1月22日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

## 10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 事務局審査         |           |
| ①業務実績調書等内容        | 100点／800点 |
| ②提案額（参考見積額）       | 100点／800点 |
| (2) 選定会議審査        |           |
| ①企画提案及びラフレイアウトの内容 | 600点／800点 |

## 11 候補者の決定

候補者は、別添審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、評価項目「企画提案及びラフレイアウトの内容(2)」の得点の高い提案者を候補者とする。
- (3) (2)において同点の者が複数ある場合は、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (4) (3)において最も安価な者が複数ある場合は、くじにより候補者を決定する
- (5) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

## 12 候補者との契約締結協議

### (1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

公募による資料	令和5年11月27日（月）市HPに掲載
質問期限	令和5年12月4日（月）午後3時まで（必着）
質問に対する回答	令和5年12月6日（水）午前9時から
参加申込期間	令和5年11月27日（月）午前9時から 令和5年12月8日（金）午後5時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和5年12月11日（月）までに通知
企画提案書提出期間	令和5年12月11日（月）午後2時から 令和5年12月26日（火）午後5時まで（厳守）
第1次審査	令和6年1月5日（金）（予定）
第2次審査	令和6年1月12日（金）（予定）
審査結果通知	令和6年1月15日（月）（予定）
契約締結	令和6年1月中旬（予定）
業務開始	令和6年1月中旬（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
  - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
  - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 福祉部地域福祉課 担当 鎌野・長野

TEL : 0 7 2 - 6 2 0 - 1 6 3 4 (直通)

FAX : 0 7 2 - 6 2 1 - 1 6 6 0

E-mail : [chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp)